五　東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区
六　神奈川県横浜市、川崎市及び相模原市
七　新潟県新潟市
八　静岡県静岡市及び浜松市
九　愛知県名古屋市
十　京都府京都市
十一　大阪府大阪市及び堺市
十二　兵庫県神戸市
十三　岡山県岡山市
十四　広島県広島市
十五　福岡県北九州市及び福岡市
十六　熊本県熊本市

別表第三の一の二　削除

別表第三の一の三　退院時共同指導料１及び退院時共同指導料２を二回算定できる疾病等の患者、頻回訪問加算に規定する状態等にある患者並びに退院時共同指導料の注ただし書に規定する疾病等の患者

一　末期の悪性腫瘍の患者（在宅がん医療総合診療料を算定している患者を除く。）
二　⑴であって、⑵又は⑶の状態である患者
⑴　在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
⑵　ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
⑶　人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
三　在宅での療養を行っている患者であって、高度な指導管理を必要とするもの

別表第三の二　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)に規定する状態等である患者

一　妊婦であって次に掲げる状態にあるもの
分娩時の妊娠週数が二十二週から三十二週未満の早産である患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。）の患者
妊娠三十週未満の切迫早産（子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示すもの等に限る。）の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
甲状腺疾患（治療中のものに限る。）の患者
腎疾患（治療中のものに限る。）の患者
膠原病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
Ｒｈ不適合の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）
二
妊産婦であって次に掲げる状態にあるもの
妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者
四十歳以上の初産婦の患者
分娩前のＢＭＩが三十五以上の初産婦の患者
妊娠高血圧症候群重症の患者
常位胎盤早期剥離の患者
前置胎盤（妊娠二十八週以降で出血等の病状を伴うものに限る。）の患者
双胎間輸血症候群の患者
多胎妊娠の患者
子宮内胎児発育遅延の患者
心疾患（治療中のものに限る。）の患者
糖尿病（治療中のものに限る。）の患者
特発性血小板減少性紫斑病（治療中のものに限る。）の患者
白血病（治療中のものに限る。）の患者
血友病（治療中のものに限る。）の患者
出血傾向のある状態（治療中のものに限る。）の患者
ＨＩＶ陽性の患者
当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術を行った患者又は行うことを予定している患者
精神疾患の患者（精神療法が実施されているものに限る。）

別表第三の三　薬剤管理指導料の対象患者及び服薬管理指導料に規定する医薬品

抗悪性腫瘍剤
免疫抑制剤
不整脈用剤
抗てんかん剤
血液凝固阻止剤（内服薬に限る。）
ジギタリス製剤
テオフィリン製剤
カリウム製剤（注射薬に限る。）
精神神経用剤
糖尿病用剤
膵臓ホルモン剤
抗ＨＩＶ薬